

掛川市告示第2号

掛川市指定金融機関等の指定（平成17年掛川市告示第1号）の一部を次のように改正する。

平成31年1月11日

掛川市長 松井三郎

2の表中 「

磐田信用金庫 掛川支店
-------------

」 を 「

浜松磐田信用金庫 掛川支店
---------------

」 に改め、同

表掛川市農業協同組合日坂支所の項及び掛川市農業協同組合西山口支所の項を削る。

3の表浜松信用金庫袋井支店の項を削る。

附 則

この告示は、平成31年1月21日から施行する。ただし、2の表掛川市農業協同組合日坂支所の項及び掛川市農業協同組合西山口支所の項を削る改正規定は、平成31年1月15日から施行する。